

令和5年5月吉日

各 位

一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会
理事長 峯田幸悦
《公印省略》

賛助会員入会について（ご案内）

平素より本協議会に対しましては、格別なるご理解とご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

本会は、平成20年より県内の支援センター等の活動を充実させることで、高齢者福祉の充実に資することを目的にして任意団体として発足しました。

この度、県当局をはじめとする関係機関との関係を強化し、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・住まい等の支援が包括的に確保される体制づくりを構築し、広く県民の福祉向上に寄与することを目的として、昨年2月に「一般社団法人」を設立し再出発しました。

今後、活動の幅をより一層拡大し充実させていくため、本会の趣旨に賛同し活動の円滑な実施に協力して下さる個人、または団体・関係機関、企業等の皆様から、ぜひ賛助会員としてご支援を賜りますようお願い申し上げます。なお、準会員には別紙に列記した様々なメリット・特典がありますので、積極的な入会をお願いいたします。

ご入会いただける場合は、同封の申込書・誓約書をご記入の上本会に送付してください。また、同時に下記口座に会費のお振込みをお願いいたします。なお、誠に申し訳ありませんが、振込にかかる手数料については貴社負担でお願いします。

記

- 1 年会費 団体・企業 一口20,000円
個人 一口10,000円

※年会費は、4月～翌年3月までですが、1月以降入会された方については半額になります。

- 2 同封書類 ・ 入会申込書 ・ 誓約書 ・ 賛助会規約
- 3 お振込み口座

金融機関・支店	山形銀行 東山形支店
種類・口座番号	普通預金 896012
口座名義	いっばんしゃだんほうじん やまがたけんちいきほうかつしえんせんたーとうきょうぎかい 一般社団法人 山形県地域包括支援センター等協議会
	だいひょうりじ みねたこうえつ 代表理事 峯田幸悦

問い合わせ・送付先

990-0063

山形市山家町 2-7-17 cocolo2F

一般社団法人県地域包括支援センター等協議会

担当：齋野・木村

電話 023-666-7077

別紙

1 本会について

本会は、地域の高齢者に対して包括的に援助する機関である「地域包括支援センター」と「在宅介護支援センター」の活動を充実させるために任意団体として設立されました。

昨年2月に一般社団法人化し、山形県より「山形県地域包括ケア総合推進センター運営事業」及び「山形県福祉事業所介護職員等相互派遣ネットワーク事業（介護分）」を受託し運営しています。

今後は、より県当局をはじめとする行政はもちろんのこと、高齢者保健福祉、地域福祉を取り巻く関係機関との一層連携を強化して、本県の地域包括ケアの向上に寄与していく所存です。

2. 賛助会員入会のメリット・特典

1) 賛助会員、準会員、会員を対象にした商品や企画等をプレゼンテーションしていただく機会を定期的に設けます。

※平成4年度は10月以降コロナ禍の影響により一時中止していましたが、5年度からまた再開予定です。

特に準会員には、居宅介護支援事業所・有料老人ホーム・薬局・福祉用具貸与事業所等、広く高齢者に関わる関係事業所から入会していただいていますので、継続的な営業のきっかけづくりの絶好の機会になり、営業力、売上げの向上に役立ちます。

2) 名刺やホームページ等に「一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会賛助会員」を銘記していただけますので、社会的信用度の向上に役立ちます。

3) 本会のホームページにも「賛助会員一覧」のタグを作成しますので、PRの機会になるとともに社会的信用度の向上になると思われます。

4) 本会で企画した研修会のご案内を差し上げます(正会員のための研修もあります)ので、社員の資質向上、最新情報の習得等の機会になると思われます。

5) 本会で作成した地域包括ケアや高齢者保健福祉の最新情報等の関係資料を入手することができます。

6) 本会ホームページにバナー広告を掲載することも可能です。詳細については「問い合わせ先」にご連絡ください。

一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会賛助会員規約

(目的)

第1条 この規約（以下、本規約という）は、一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会（以下、本会という）の定款第7条の規定により設置する賛助会員について必要な事項を定め、事業活動の推進に資することを目的とします。

(資格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本会の主旨に賛同し、本会の活動の円滑な実施に協力しようとする個人または企業ならびに団体とします。

(賛助会員に対する事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、以下の事業を行います。

- (1) 本会が作成又は発行する資料等の提供に関すること。
- (2) 本会又は賛助会員との情報交換会等の開催に関すること。
- (3) 本会へのEメール等による情報発信の取次等に関すること。
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(加入)

第4条 賛助会員として入会しようとする個人または企業ならびに団体は、入会申込書と誓約書を本会事務局に提出することで加入するものとします。

- 2 入会申込時の届出事項に虚偽があった場合は、入会申込を受理しないことがあります。

(年会費)

第5条 賛助会員は年会費を納入するものとします。

- 2 年会費の額は、団体・企業は一口20,000円、個人は一口10,000円とし、1口以上を負担するものとします。口数は、賛助会員からの申し出により年度毎に変更できます。
- 3 年会費の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる1年間とします。ただし、1月以降に入会された場合、年会費は半額（団体・企業は一口10,000円、個人は一口5,000円とします）。
- 4 年度途中に入会または継続の手続きを行った場合、有効期間は納入日の当該年度末迄とします。

(退会)

- 第6条 会員はあらかじめ本会に届出て退会することができます。
- 2 本会は、会員が退会するにあたり既に入金した年会費の返還は行いません。
 - 3 年会費の納入が有効期間より2ヶ月を過ぎた時点で、無かった場合は退会したものとみなします。

(会員資格の喪失)

- 第7条 本会は、会員が次の各号に該当する場合、当該会員の入会を取り消すことができるものとします。またこの場合、当該会員は即座に会員資格を喪失するものとします。
- (1) 本会の事業を妨げ又は妨げようとした場合
 - (2) 故意又は重大な過失により、本会の信用を失わせるような行為をした場合
 - (3) 本規約に違反する行為を行った場合
 - (4) 当会が会員として不相当と判断した場合
 - (5) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合
- 2 本条第1項に基づき会員が資格を喪失した場合、当会は、理由の如何を問わず、年会費の返還はいたしません。また、入会承認を取り消された会員は、損害賠償請求等の権利行使はできないものとします。

(賛助会担当理事)

- 第8条 本会は第3条に定める事業の円滑な運営及び活動を支援するため、理事の中から賛助会担当理事を若干名置くことができます。
- 2 賛助会担当理事は、第3条に定める事業の円滑な運営及び活動を支援します。

(その他)

- 第9条 賛助会員について本規約に定めのない事項は理事会で決定します。

附則

- 1 この規約は令和4年4月1日より施行する。
- 2 この規約は令和5年1月1日より施行する。(一部改正)

一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会賛助会員入会申込書

一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会
理事長 峯田 幸悦 殿

貴会の活動趣旨に賛同して入会を申し込みます。

申込日 (西暦) 年 月 日

申し込み口数 (口)

会員種別 (どちらかに <input checked="" type="checkbox"/> を入れて ください)	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 団体・企業	
個人名 (※勤務先) または 団体・企業名			
住所 (請求書郵送先)	〒		
電話番号		FAX 番号	
E-mail			
代表者職・氏名		(ふりがな) 担当者職・氏名	

◆お手数ですが、申込書はコピーをおとりになり原本を本会へ送付してください。

◆年会費は、個人一口 10,000 円、団体企業一口 20,000 円となっております。

※：個人でご入会の場合、勤務先と一緒に記入いただきますとホームページに「お名前 (勤務先名)」と掲載させていただきます。

誓 約 書

私は、このたびの賛助会員の入会申込みを行うにあたり、貴会の目的・趣旨に賛同し、定款を遵守するとともに、次の事項について誓約します。

- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを誓約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴会の信用を毀損し、または貴会の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

〔西暦〕 年 月 日

住 所
〒

個人入会の場合は代表者氏名のみご記入ください

（ふりがな）

商号又は名称

代表者 氏名



定款及び当誓約書に反した場合、理事会等の決議によって除名の対象になることがあります。
退会、除名の場合、いかなる事由によっても年会費は返還いたしません。